

第59回基本計画部会議事録

1 日 時 平成27年6月25日（木）11:13～11:55

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 題

- (1) 平成26年度統計法の施行状況について
- (2) 平成26年度統計法施行状況に関する審議の進め方について
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第59回基本計画部会を開催いたします。

本日、第88回統計委員会において、総務大臣から御報告がありました平成26年度統計法施行状況報告について基本計画部会に付託されましたので、今回、基本計画部会を開催することとなりました。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に紹介していただきます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料について議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日の議事は、（１）平成26年度統計法の施行状況について、（２）平成26年度統計法施行状況に関する審議の進め方についての２つを予定しております。

配付資料は３つです。

議事の（１）に関して、資料１の「統計法の施行状況について（報告）」となります。これは、先ほど統計委員会で用いたものと同じですので、先ほどの資料１を御覧いただきたく存じます。

また、議事の（２）に関しては、資料２「平成26年度統計法施行状況審議の進め方について（案）」及び資料３「基本計画への取組状況等に関する審議事項について（案）」を用意しております。

以上です。

○西村部会長 それでは、議事に入ります。

まず、平成26年度統計法施行状況報告について、総務省から主なポイントを中心に概要の説明をお願いします。

○小森総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、先ほどの平成26年度統計法施行状況報告の冊子を用いて説明させていただきたいと思います。

１ページを開けていただきますと、ここにこの報告とは何かということを書いています。御案内のとおりですが、統計法に基づきまして毎年度統計法の施行状況について総務大臣が取りまとめてそれを公表し、それとともに統計委員会に報告することとなっています。

統計法第４条に公的統計の基本計画を作りなさいということが書いてあり、したがって、統計法施行状況報告の中で公的統計基本計画の推進状況も報告することとなっております。

武藤総務大臣政務官からの挨拶にもありましたが、第Ⅱ期基本計画が平成26年度から始まっておりますので、その推進状況について初めて報告することとなっています。

下にありますように、この冊子は本編と別編と資料編の３つの構成です。本編では、基本計画を初めとする統計法の規定ごとに施行状況を概括して説明しております。それから、別編では、基本計画で取り組むこととされております個々の事項につきまして進捗状況をまとめています。それから、資料編で参考資料を付けております。

それでは、早速、本編から説明いたします。

６ページからですが、まず、基本計画の推進状況です。平成26年度は基本計画の１年目ですが、その取組状況が７ページにあります。表１を御覧ください。基本計画の別表に107事項掲げられておりますが、その着手期限別に取組状況をまとめています。26年度を着手期限とする事項は57事項ありまして、これは100%着手しております。27年度を着手期限とする事項は21事項ありまして、これは81%着手しております。28年度以降を着手期限とする事項は29事項ありまして、これは69%着手しております。全体合計で107事項のうち87.9%着手しているという状況です。

その表１の上の「なお」のところの文章に書いていますが、平成26年度末までに取組を終えなければならないという事項が６事項ありまして、これは５事項が実施済み、１事項

が継続実施となっております。これは後ほど説明させていただきます。

主な取組実績ですが、次の8ページの表2を御覧ください。おおまかに説明いたしますが、最初は「産業関連統計の体系的整備」、例の売上高の消費税の取扱いです。これは前回、ガイドラインについて説明いたしましたけれども、平成26年度の取組としてはそのガイドライン案に関するおおむねの合意を得たところまで実績として挙げております。

続きまして、「交通に関する統計の整備」です。1つ目が物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一などを行うということですが、これは右のところにありますように、自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査において品目分類の見直しを行ったということです。

内航船舶輸送統計調査につきましては、統計委員会での諮問・答申の中で見ていただいたところです。

2つ目は、内航海運や自動車における燃料消費量の把握の精度向上です。これにつきましては、今、申しました内航船舶輸送統計調査の諮問・答申の中で見ていただきましたけれども、月間総燃料消費量について目標精度を設定した標本設計とするといった取組を行ったところです。

続きまして、「人口・社会、労働関連統計の整備」です。1つ目の医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計体系の全体像の整理・公表について、これは平成26年度末までに取り組む事項ですが、これにつきましては厚生労働省が統計の全体の体系図をホームページに掲載したこととなっております。

2つ目は、国勢調査です。これも平成26年度末までに取り組む事項ですけれども、オンライン調査の全国拡大等々いろいろな見直しを行うという課題でしたけれども、これも26年度の諮問・答申の中で見ていただきましたとおりに、いろいろな見直しを行うこととなっております。

3つ目は、社会教育調査です。これも平成26年度末までに取り組む事項ですけれども、施設の利活用、運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討するという課題につきまして、これも26年度の諮問・答申の中で見ていただきましたけれども、「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加したといった措置をしています。

4つ目は、労働者区分の関係です。これも前回の委員会でガイドラインについて説明したとおりでして、平成26年度の取組としては、おおむねの合意を得たところまでが実績となっております。

それから、最後の「オンライン調査の推進」です。情報を共有する場を設置して各府省の取組を支援するといった項目でしたけれども、これにつきましては、「オンライン調査推進会議」という各府省共通の会議を設けまして、「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定に向けて議論を行ったところです。

この行動指針は、平成26年度には取りまとめに至らなかったのですが、27年4月に取りまとめられました。その内容を簡単に申し上げますと、基本的には各府省でしっかり

PDCAに取り組む、その中で各府省の取組を政府全体で共有する、それから、効果の期待できるようなものに優先的・計画的に取り組んでいくといった内容の行動指針を取りまとめたというところです。

以上が基本計画の部分です。

9 ページ以降が公的統計の作成です。

まず、9 ページは基幹統計です。表 3 に一覧がありますが、これは基本的に以前から変わっておりません。

10 ページに表 4 で「指定・変更・解除を行った基幹統計」が 4 件あります。これも平成 26 年度の諮問・答申で見ていただきましたけれども、基本的には形式的な変更です。

それから、「(2) 法定の基幹統計の状況」です。国勢統計、国民経済計算につきまして、平成 26 年度の諮問・答申について記載しています。

それから、11 ページ、「(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況」です。これは 12 ページの表 5 を御覧ください。下に合計がありますけれども、総務大臣への申請件数が 22 件と昨年に比べて 10 件多くなっておりまして。一方で、隣の統計委員会の諮問件数を御見いただきますと前年とそう変わっておりませんので、基本的には軽微案件が増えたこととなっております。

それから、次の(4)です。統計調査以外の方法によって作成する基幹統計、これは、今、全国で 5 つありますが、その作成方法を変更する場合には総務大臣に通知することとなっておりますけれども、平成 26 年度につきましては鉱工業指数の 2 件となっております。

それから、「基幹統計調査の実施状況」です。13 ページの表 6 を御覧ください。そこもまた合計 41 件ということで、中身は変わりますが、昨年度と同じ件数の調査を実施しております。

次、公表の状況です。14 ページの表 7 を御覧ください。これも昨年度と大体同様の状況になっています。

続きまして、一般統計調査です。これも承認件数、実施状況が 15 ページの表 8、表 9 と載っておりますけれども、総じて昨年度と同程度を行っております。

続きまして、16 ページ、(3) で公表の状況です。これも大体昨年度と同程度の件数となっております。

続きまして、17 ページ、「政令で定める地方公共団体が行う統計調査」の状況です。これも表 11 に新設の件数、変更の件数、表 12 で実施した件数がありますが、総じて昨年度と同様の傾向です。

4 が「届出独立行政法人等が行う統計調査」です。これは具体的には日本銀行が行う統計調査ですが、実施件数は 3 件と、これも昨年度と同様となっております。

続きまして、18 ページ、「事業所母集団データベース」です。事業所に関する統計の作成を行うときにこの情報の提供を受けることができるということですが、その情報の利用状況が表 13 にあります。合計のところを見ていただきますと 139 件と平成 25 年度に

比べて大きく上がっておりますが、これは主に都道府県、指定都市のところが増えているということによるものです。

それから、(2)は「重複是正及び調査履歴登録の実施状況」です。事業所が過度に調査対象になることがないように重複是正をすることと、調査に当たった事業所についてはきちんと調査履歴を登録する、その実施状況ですが、表14を御覧ください。合計のところですが、調査対象87のうち、実施した調査が83で95.4%の実施率、調査履歴登録の方は同じく95.8%の実施率ということで、昨年度よりは増加しているという状況になっております。

それから、次の6の統計基準は5つで変更はありませんが、疾病・傷害及び死因の統計分類については平成26年度に変更を行ったということです。

続きまして、20ページ、「法に基づく協力要請」です。

(1)が統計の作成のためにほかの行政機関に対して行政記録情報の提供を要請する件数です。平成26年度は3件、これは25年度と同様になっております。

(2)以下はその他の協力状況ですけれども、説明は省略させていただきます。

続きまして、21ページから調査票情報等の利用・提供です。

1が「調査票情報の二次利用」です。統計調査を行った機関においてみずから調査票情報を二次利用する件数です。これが表16でして、628件と大体昨年度と同様となっております。

続きまして、ほかの機関に調査票情報を提供するのが2です。次の22ページの表17を御覧いただければと思いますけれども、左側の法第33条第1号がほかの公的機関へ提供する件数、右の法第33条第2号が公的機関と同等の公益性を有する研究を行う研究者等に提供するものですが、それぞれ2,400件、280件程度ということで、これも総じて昨年度と同程度かと思えます。

続きまして、3が「オーダーメイド集計」です。2段落目のところに書いてありますけれども、オーダーメイド集計の対象としている統計調査は26調査(239年次分)です。平成25年度に比ばして年次分は若干増えているということです。実際の提供件数が表18ですが、合計29件と前年度13件に比べて増えています。これは主に総務省が増えているということとなっております。

続きまして、4が「匿名データの提供」です。24ページの真ん中に書いてありますけれども、匿名データの提供を行っている統計調査は7調査(41年次分)、これは平成25年度に比べて1年次分増えています。その提供件数は表19にありますとおり、全体で37件と昨年度と大体同様となっております。

5は「調査票情報等の適正管理のための措置」です。それぞれのところでしっかり取り組んでいるという記述が書いています。

続きまして、26ページは統計委員会の活動ですけれども、これは御案内のとおりですので省略させていただきます。

続きまして、28ページ、「その他」です。1が「統計情報の提供」です。e-Statという政府統計の全体の総合窓口というポータルサイトですが、これは登録されている統計の数は494件、提供されている統計表は58.7万件ですが、そのアクセス件数について見ますと、平成26年度は4,890万件と前年度に比べて1,400万件程度増えている状況になっております。

それから、29ページ、2の「罰則等」にかかわるような事案はありませんでした。

それから、3で「指定委託法人の検討」とあります。これは統計法附則第17条におきまして、法の施行後5年をめぐりとして法第37条の規定について検討を加え必要があるときは措置を講じなさいということでした。その法第37条というのは、*のところに書いていますけれども、オーダーメード集計と匿名データの提供という事務の全部を委託する場合には、政令で定める独立行政法人等に委託することとされておりまして、具体的には独立行政法人統計センターが唯一指定されています。この法第37条の規定の施行状況について見直す必要があるかどうかというのを総務省と関係府省で検討しましたがけれども、特段支障はなく、現在のところ独立行政法人統計センター以外に指定するところもないということでしたので、現時点で見直しの特段の措置を講ずる必要はないといった結論に至ったということです。

以上が本編です。

続きまして、31ページから別編です。基本計画の事項別に表の形で書いていますが、先ほど107事項と申しましたけれども、それに加えて、今年度からは基本計画の本文の記述につきましても可能な限りフォローアップして推進状況を載せています。

具体的に見ていただきますと、32ページの一番上ですけれども、基本計画の本文に男女別統計とか地域別表章とか各歳別表章とか、要は経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成・提供を推進するという記述がありますが、これについての状況を各府省に聞いたところ、右のところですが、全国消費実態調査で介護や育児に関する調査事項を新設したとか、農林業センサスで男女別表章を充実した、そういった進捗が出ているということです。

この基本計画の別編のところは、左側が基本的に基本計画記載事項として、担当府省と実施時期が書いてあり、それについて右側に状況が書いてありますが、時間の関係で平成26年度末までに取り組むこととしている事項について説明させていただきます。

まず、42ページ、全体の上から5つ目の○です。観光地域経済調査について、いろいろな課題の検討を行って、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る、これが26年度末になっておりました。これは右のところを見ていただきますと、前回は24年度の調査ですけれども、そのときの調査設計の課題等について解決は技術的に困難と判断しつつあったということですが、一方で地方創生ということでこの調査に注目が集まって、次回調査の実施の必要性が生じつつあるということで、最後の結論ですけれども、次回調査の実施の可否については引き続き検討し、27年度末までに結論を出す予定であるということとして、これは継続実施と整理させていただいております。

続きまして、46ページ、一番上の○です。医療、福祉、介護に関する統計について、全体像を整理・公表するというものです。これは先ほど説明したとおりですけれども、右に詳細に記述がありまして、要は、医療、福祉、介護に限らず厚生労働統計全体について載せる、それから、調査統計、加工統計までだったのですけれども、業務統計も含める、それから、利用者にとって分かりやすい全体像を示すということで検討を行って、課題、それに対する改善策等を検討してホームページに載せることとしたといった記述になっています。

次の事項は、その下の国勢調査が平成26年度末までの事項ですが、これは先ほど申しました諮問・答申で見ていただきましたので、説明は省略いたします。

続きまして、48ページになります。2つ目の21世紀出生児縦断調査の調査対象が平成25年度に中学生になったことに鑑みまして、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。これは26年度末までに結論ということになっております。

これも右に丁寧な記述がありますが、財政当局の理解を得るのが難しい状況の下でいろいろ検討したということですが、要は、いろいろな今後の分析ができるということで厚生労働省の検討会でも継続を望む声があり、また、文部科学省の研究会でもこのデータは貴重であるということから、最後の下から4行目ですけれども、結論としましては、調査の実施主体を文部科学省とする共管調査として継続実施していくという意思について両省間で確認でき、予算、定員などの面も含めて実現に向けて両省間で検討中であるというような結論になっています。

続きまして、これに関係して表裏一体になっている事項につきまして、50ページの上から3つ目の○として、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計の実施について、既存調査との連携も含めて検討する、これが文部科学省の担当で、こちらは平成27年度末までに結論を得るとなっておりますが、その状況は比較的簡潔な記述になっておりますが、要は、最後にありますように、既存調査との連携の観点から縦断調査を実施している厚生労働省と検討中であるとなっております。

次の事項ですけれども、その下の社会教育調査、これが平成26年度末までの事項ですが、これも先ほど説明しましたし、諮問・答申で見ていただいたので省略いたします。

その下が最後の事項です。同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、公表の可否を検討する、これは右にありますとおり、マッチングを検証してみた、それから、事務量等についても検証したということですが、結論としては、現状では同一企業内での雇用形態の転換を的確に把握し公表することは困難であるという結論に至ったということです。

以上が別表の基本計画の推進状況の説明とさせていただきます。

最後に、資料編は特に触れませんが、先生方の御関心に絡むようなところを若干紹介させていただきます。77ページ、資料4ですけれども、オンライン調査の推進につき

まして各府省の状況ということで、具体的にこういう工夫を行ったとか、そういったことについて各府省によって濃淡がありますけれども、掲げています。

それから、81ページ、資料5ですけれども、「統計職員等の人材育成・確保の状況」ということで、各府省においてどういう研修を行ったかとか、あるいは、学会に参加したとか、そういった状況を取りまとめています。

それから、もう1点、100ページ、資料18ですけれども、「『調査票情報の二次利用及び提供』の活用事例」、これは委員の方から単に調査票情報の二次利用の件数だけではなく、どのように活用したかというのをきちんと示していくべきであるという御意見を踏まえまして、昨年秋に1回、平成25年度分を公表したわけですけれども、この法施行状況報告の中で26年度の活用事例についてまとめたものです。

駆け足ですみませんが、以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

後ほど御決定いただく資料2の審議の進め方に沿って、7月以降の基本計画部会において審議時間を設けて御議論いただくこととなりますが、現時点で確認しておきたい事項があればお願いいたします。盛りだくさんなので少々大変なのですが。

それでは、特段ないということで、先に進ませていただきます。

今後、本日御報告いただいた内容を踏まえまして、平成26年度の統計法施行状況に関する審議を行っていくという形になります。今年度の審議は第Ⅱ期基本計画の計画期間の最初の年度である平成26年度に各府省が統計法に基づいて取り組んだ内容のほか、平成26年度同様、未諮問の基幹統計の確認についても引き続き審議していきたいと考えております。この考えに基づき今後の審議の進め方を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、資料2「平成26年度統計法施行状況審議の進め方について（案）」を御覧ください。

まず、「1. 基本的な考え方について」ですが、この審議は統計法第55条、第55条では総務大臣が状況を統計委員会に報告する、それからまた、その報告があったときには、統計委員会はこの法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し意見を述べることができると規定されていますけれども、その枠組みの中で基本計画への取組など法施行状況について客観的な評価、検証を行った上で必要に応じて取組の再検討や促進などを推進するために実施するものです。

内容としましては、今、部会長からもありましたけれども、2つ審議することがあります。1つは、従前から行ってきた、今回報告されてきた基本計画への取組状況などについての評価です。これを年度前半に行いたいと考えています。

それから、もう一つは、未諮問基幹統計、第Ⅱ期基本計画で新たに実施すべきとされた事項ですけれども、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計について確認するというのを年度後半に実施しようと考えています。

それでは、まず、年度前半に行うものとして、2の「基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について」です。

「(1) 全体的な流れ」ですが、本日、審議の進め方及び審議事項の概要を決定していただき、審議事項についての最終決定は7月にさせていただきます。そして、7月から9月までの間で実質的な審議を行って、9月末までに審議結果を取りまとめることとします。

次に、「(2) 審議事項について」です。これは、対象年度が基本計画の初年度ということでもあることから、次の2点を審議することとします。

第1が、基本計画への取組状況のうち、担当府省が実施済み、あるいは実施困難の結論を出しているものとみなせる事項について評価します。

それから、2つ目が、ページをめくっていただきまして、そのほかに平成26年度に取り組んだ事項の中で重点的に確認しておくべきと考える事項について評価することにいたします。

続きまして、「(3) 審議体制、審議方法」についてです。

審議体制については、昨年度は第Ⅱ期基本計画の初年度で、まだ未着手の課題も少なくないこと、それから、審議事項が多くなることが想定されるために、委員全員が議論全体を把握しながら審議に参加できることが望ましいということから、基本計画部会で審議することとします。

そして、審議は、先ほど挙げました審議事項に関して必要に応じて関係府省から追加で資料を提出していただいたり、関係府省からヒアリング等を行ったりして、取組状況や今後の見直し等を精査するという方法で実施し、最後に結果を取りまとめることといたします。

次に、「3. 未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について」です。これは年度後半に行うことですが、これにつきましては、本日、審議の進め方を決定し、10月に具体的な審議スケジュールを決定した後に、11月から来年1月までの間で実質的な審議を行い、2月末をめどに審議結果を取りまとめることを考えています。

確認についての取組方針や確認スケジュールについて、昨年10月と11月の基本計画部会で決定しております。それに基づき審議を行うことを基本としますが、その後の諮問・答申の状況を踏まえて、また、対象となる統計の所管府省等にも確認をとって具体的な審議スケジュールを確定することといたします。

資料の3ページには、別紙1として審議スケジュール想定(案)を付けておきました。上が年度前半の基本計画への取組状況に関する審議スケジュール、下に未諮問基幹統計について書いてあります。

それから、5ページ目には、これは昨年11月に基本計画部会で一旦決めました平成26年から29年度までにおける未諮問基幹統計の確認スケジュールを付けておきました。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。

特にならなければ、今後の審議の進め方については案のように御了解いただいたという形で進めさせていただきたいと思っております。皆様、よろしくお願いいたします。

それから、関係府省におかれましては、御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、審議の進め方について、年度前半は基本計画への取組状況の審議を行っていく、そのためにはまず具体的な審議状況を決めておくことにしたいと思います。

資料3は、資料2の平成26年度統計法施行状況に関する審議の進め方に基づいて、基本計画への取組状況に関する審議事項について、私と事務局とで相談して整理したものです。

なお、私が各委員からインフォーマルにお聞きした法施行状況審議に関する御意見を踏まえ、さらに事務局とも相談して、本部会において取り上げてはどうかと考えた事項を案として(2)にお示ししてあります。事務局から簡単に資料の説明をお願いします。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 資料3「基本計画への取組状況等に関する審議事項について(案)」ですが、まず、「1. 担当府省が実施済あるいは実施困難の結論を出している」とみなせる事項について、表にまとめました。表の一番右側は、本日お配りした状況報告に掲載されているページを書いています。そして、この内容については、先ほど小森統計企画管理官が説明されたので省略いたしますが、上の4つが平成26年度末までに結論を得る、あるいは実施するというものになっていて、それから、下の2つ、国勢調査、社会教育調査については、昨年度、諮問・答申が行われたものです。

続きまして、「2. 平成26年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項」の部会長案について御説明します。

そこに5点書いてありますが、1つ目の「生産・分配GDP四半期推計の検討状況」は、生産・分配所得を含む三面の四半期推計を整備するということが基本計画で書かれていたけれども、その検討状況がどのようになっているかということです。

2は「観光に関する統計整備」です。訪日外国人旅行者数が増えてきているとか、観光立国の観点から重要ではないかという問題意識があります。

3番目の「労働者の区分等」は、前回5月の統計委員会において、経済センサス-活動調査の答申時にガイドラインの説明を受けておりますけれども、それに至った検討内容とかその理由、あるいは今後の検討の方向性といったものについて関心が示されています。

「4. 公的統計の結果提供、二次利用」については、二次利用は幅広いテーマがあると認識しておりますけれども、リモートアクセスを含むオンサイト利用の検討の状況とか匿名データの状況といったものについてです。

最後の「統計リソースの確保」については、統計職員等の人材育成・確保の状況などについてです。

私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

もう一度確認を兼ねて申し上げますと、今、説明のあったとおり、1の「担当府省が実

施済あるいは実施困難の結論を出している」とみなせる事項」につきましては、今年度の審議で統計委員会としての評価を示す必要もあり、基本計画部会において審議することは必須であると考えています。ただ、このうち、先ほども2度ほど説明がありましたが、国勢調査と社会教育調査に関する事項については既に委員会として諮問を受けており、そして、その中で基本計画における事項についても審議した上で答申していますので、あえて本部会で再度検討することはしないということによいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 特になければ、そういう形にしたいと思います。

それでは、残りの4事項については担当府省に取組状況を説明してもらい、確認することとしたいと思います。また、確認の時期ですが、7月の本部会で取り上げたいと考えています。

なお、このうち観光に関する統計の整備については、実施時期が平成26年度末となっているのは観光地域経済調査についての事項のみですが、ほかの観光に関する統計の整備も含めまして体系的な整備を進めることが課題になっていることから、観光統計に関する課題への取組状況について前広に報告していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、資料3の2の「平成26年に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項」ということについてです。

先ほど御説明いたしましたとおり、私と事務局とで作成した案をお示ししています。このうちの、これも既に説明がありましたが、労働者区分については先月の委員会で経済センサス-活動調査の審議状況報告の際にガイドラインについての説明を受けておりますが、これは経済センサス-活動調査の審議状況報告であったために労働者区分のガイドラインについての議論は余りいたしませんでした。そこで、委員の皆様の関心も非常に強いということから7月に追加的な説明を受けて確認してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。これは結構重要な点なので確認したいと思います。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにしたいと思います。

それ以外の審議事項については、本日お示ししました案に加えて、本日の法施行状況報告を各委員が御覧になった上での意見、本日のこの場及び後日のメールについて受け付けたいと思いますが、それを踏まえて最終的に7月の部会において本部会で議論するかどうかは決定したいと思います。

現時点で特段の意見、例えば報告内容を見て、資料3の2で私が提案している課題の中で、この課題は部会審議には及ばないというような御意見があればお願いしたいと思いません。私の方では一応こういう形でまとめたのですが、何か御意見があればいかがでしょうか。

特段の御意見がないということで、後で御意見いただいても結構なのですが、それでは、

この形で進めさせていただきたいと思います。

時間となりましたので本日の議論はここまでとさせていただきますが、最後に今後の手続について申し上げます。

先ほど申し上げましたように、資料3の2「平成26年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項」に関しては、部会終了後に意見照会いたしますのでよろしくお願ひします。皆様におかれましては、メールをお送りしますので、本日報告された法施行状況の内容や本日の議論を踏まえて、更に各府省に説明を求めたいという事項がございましたら、短期間ですけれども29日（月）までに事務局に御提出いただければと思います。そして、提出いただいた意見と本日の議論を踏まえた審議事項の案を私が作成して、事前に皆様とメール等でやり取りさせていただいた後、7月の部会で最終決定したいと考えております。

部会への最終的な案の提示については、部会長の私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村部会長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、以上で本日予定された議事が終了いたしましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

次回の部会から、本日決定しました資料2の「平成26年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」に基づき、具体的な審議を行ってまいります。各府省におかれましては、今後、基本計画部会の審議において施策の取組状況の説明、御意見の聴取などで御協力をお願いすることが出てくるかと思いますが、その際には何とぞ御協力いただきますようお願いいたします。

最後に、次回の基本計画部会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、7月23日（木）10時から開催予定の統計委員会終了後に、本日と同様にこの会議室において開催します。詳細は別途お送りいたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。